

コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約・施行規則 対照表

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、コーヒー飲料等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「コーヒー飲料等」とは、コーヒー豆を原料とした飲料及びこれに糖類、乳製品、乳化された食用油脂その他の可食物を加え容器に密封した飲料であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ただし、粉末飲料、飲用乳の表示に関する公正競争規約の適用を受けるもの、豆乳類の表示に関する公正競争規約の適用を受けるもの及び酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類を除く。</p> <p>(1) この規約で「コーヒー」とは、内容量100グラム中にコーヒー生豆換算で5グラム以上のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(2) この規約で「コーヒー飲料」とは、内容量100グラム中にコーヒー生豆換算で2.5グラム以上5グラム未満のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(3) この規約で「コーヒー入り清涼飲料」とは、内容量100グラム中にコーヒー生豆換算で1グラム以上2.5グラム未満のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(4) この規約で「コーヒー入り清涼飲料（カフェインレス）」とは、カフェインを90%以上除去したコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分のみを使用したものをいう。</p> <p>(5) この規約で、「コーヒー入り炭酸飲料」とは、コーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分に二酸化炭素を圧入したものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、コーヒー飲料等を製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はコーヒー飲料等の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するもの及びこの規約に参加する事業者団体に</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項に規定するコーヒー生豆換算は、次に掲げる基準により算出する。</p> <p>(1) 焙煎豆を使用するときは1.3倍</p> <p>(2) インスタントコーヒーを使用するときは3.0倍</p> <p>(3) コーヒー抽出液を使用するときはその製造者による証明</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>所属するものをいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するコーヒー飲料等の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したのものによる広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似するものによる広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、コーヒー飲料等の容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれコーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、次の第1号から第8号の順に、見やすい場所に一括して、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 種類別名称</p>	<p>公正競争規約施行規則</p> <p>(必要な表示事項の基準)</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示する。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)により表示の方法について基準が定められているものについては、当該基準により表示する。</p> <p>(1) 種類別名称</p> <p>「種類別名称」の文字の次に、規約第2条第1項に定めるコーヒー飲料等の名称を、次により表示する。</p> <p>ただし、「種類別名称」の文字については、「名称」、「品名」又は「種類別」と表示することができる。</p> <p>① コーヒーにあつては「コーヒー」</p> <p>② コーヒー飲料にあつては「コーヒー飲料」</p> <p>③ コーヒー入り清涼飲料(④を除く。)にあつては「コーヒー入り清涼飲料」</p> <p>④ コーヒー入り清涼飲料(カフェインレス)にあつては「コーヒー入り清涼飲料(カフェインレス)」</p> <p>⑤ コーヒー入り炭酸飲料にあつては「コーヒー入り炭酸飲料」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p>	<p>⑥ 希釈して飲用に供するものにあつては、当該商品に表示する希釈倍数により、希釈後飲用に供する状態に応じて、①から⑤に規定する種類別名称を記載し、種類別名称の次に「(希釈用)」又は「(き釈用)」と記載する。ただし、商品名を表す文字と同一視野に「希釈用」又は「き釈用」と表示がされている場合は省略することができる。</p> <p>⑦ ①から⑤までに規定する事項は、他の必要な表示事項と一括して表示するほか、商品名を表す文字と同一視野に表示する。</p> <p>(2) 原材料名  「原材料名」の文字の次に、食品添加物以外の原材料と食品添加物を区分して、それぞれ使用した重量の多いものの順に固有の名称を用い、次により記載する。</p> <p>① コーヒーにあつては、その形状にかかわらず「コーヒー」と記載する。ただし、カフェインを90%以上除去したコーヒーにあつては、その形状にかかわらず「カフェインレスコーヒー」と記載する。</p> <p>② 食品添加物にあつては、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下、「表示基準府令」という。)第1条第2項5及び第4項、第11条並びに第12条の定めるところにより記載する。</p> <p>(3) 内容量  「内容量」の文字の次に、内容重量にあつてはグラム又はキログラムの単位で、内容体積にあつてはミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載する。</p> <p>(4) 賞味期限  ① 「賞味期限」の文字の次に、次の例のいずれかにより記載する。ただし、イ、ウ又はエの場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載する。  ア 平成21年4月1日  イ 21. 4. 1  ウ 2009. 4. 1  エ 09. 8. 1</p> <p>② ①の規定にかかわらず、製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次の例のいずれかにより記載することができる。ただし、イ、ウ又はエの場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 使用方法</p> <p>(7) 原産国名</p> <p>(8) 事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載する。</p> <p>ア 平成21年4月 イ 21. 4 ウ 2009. 4 エ 09. 4</p> <p>③ 賞味期限を他の必要表示事項と一括して記載することが困難な場合には、必要表示事項を一括して記載する場所にその記載場所を表示すれば他の場所に記載することができる。</p> <p>(5) 保存方法 「保存方法」の文字の次に、製品及び容器包装の特性に従って、「保存温度〇〇℃以下」、「直射日光を避けて常温で保存すること」等と記載する。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>(6) 使用方法 希釈して飲用に供するものは、次により表示する。</p> <p>① 「使用方法」の文字の次に、「〇倍希釈」、「〇倍にうすめてお飲みください。」等と記載すること。ただし、一般消費者が希釈して使用する場合以外のものにあつては省略することができる。</p> <p>② ①の表示のほか、商品名を表す文字と同一視野に「希釈用」等と表示する。</p> <p>(7) 原産国名 輸入品にあつては、「原産国名」の文字の次に、原産国名を記載する。</p> <p>(8) 事業者の氏名又は名称及び住所 事業者のうち、表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を次により記載する。</p> <p>① 製造者にあつては、「製造者」の文字のあとに、製造者の氏名（法人にあつては、その名称）及び製造所所在地を記載する。ただし、製造所所在地の代わりに製造者の住所を記載する場合にあつては製造所固有の記号を記載する。</p> <p>② 販売者にあつては、「販売者」の文字のあとに販売者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びに製造所固有の記号を記載する。</p> <p>③ 製造所固有の記号は、製造者名又は販売者名の次に記載する。ただし、製造者名又は販売者名の次に当該記号の記載場所を記載すれば、他の箇所に記載することができる。</p> <p>④ 輸入品にあつては、「輸入者」の文字のあとに輸入者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 事業者は、コーヒー飲料等についてその使用上特に注意しなければならない事項がある場合には、その旨を表示しなければならない。</p> <p>3 びん詰であって本条第1項及び第2項に掲げる事項を見やすい場所に明りょうに表示することが困難なものにあつては、同項の規定にかかわらず王冠に表示することができる。</p>	<p>を記載する。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する使用上の注意の表示の種類を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 開かん後はすぐお飲み下さい。</p> <p>(2) 飲み残しは、ガラス又は陶器製の容器に移しかえてふたをし、冷蔵庫に保存し、早めにお飲み下さい。</p> <p>(3) 召し上るときは、よくふってからお飲み下さい。</p> <p>(4) コーヒー入り炭酸飲料にあつては「あける前に振らないで下さい。」等と表示する。</p> <p>(5) あたためるときは、缶のまま直火にかけないで下さい。</p> <p>3 前二項に規定する事項は、次により表示するものとする。</p> <p>(1) 表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(2) 第1項各号に規定する事項の表示に用いる文字の大きさは、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイント以上の活字とすることができる。</p> <p>(3) 商品名を表す文字と同一視野に表示する種類別名称及び「希釈用」等に用いる文字の大きさは、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で表示すること。ただし、コーヒー飲料又はコーヒー入り清涼飲料について、商品名に「コーヒー」、「〇〇コーヒー」(〇〇は商標など)等と表示(カフェ、coffeeの文言を含む。)する場合には、日本工業規格Z8305(1962)に規定する16ポイントの活字以上の大きさの肉太の文字で表示すること。</p> <p>(4) 第2項各号に規定する事項の表示に用いる文字の大きさは、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>4 規約第3条第3項に規定するびん詰の王冠に表示を行うものであつて、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」及び「事業者の氏名又は名称及び住所」の表示が8ポイント活字以上の大きさの文字で表示することが困難な場合にあつては、5.5ポイント活字以上の大きさの文字で表示することができる。</p> <p>また、「原材料名」、「内容量」、「製造者」、「原産国名」の文字及び「賞味期限」、「保存方法」、商品名を表す文字と同一視野に表示する「種類別名称」並びに「希釈用」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>4 容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>5 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 特定の種類のコーヒーを使用している旨の表示</p> <p>(2) 国内で製造した旨の表示</p>	<p>の表示を省略することができる。</p> <p>5 規約第3条第4項に規定する容器包装の分別回収のための識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき定められた鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成3年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第1号）、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成5年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第1号）及び特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）により表示するものとする。</p> <p>6 規約第3条第5項に規定するアレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、表示基準府令の規定に従い表示するものとする。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条各号に規定する特定事項の表示は、次の基準により表示する。</p> <p>(1) 特定の種類のコーヒーを使用している旨の表示は、規約第2条第1項第1号に規定する「コーヒー」にのみ表示できるものとし、次に定めるところによる。</p> <p>① 特定の種類のコーヒー豆のみを使用している旨を表示する場合は、当該種類のコーヒー豆を100%使用するものとする。</p> <p>② 二種類以上のコーヒー豆を混合したものであって、そのうち特定の種類のコーヒー豆を使用している旨を表示する場合（「〇〇ブレンドコーヒー」、「〇〇ブレンド」又は「〇〇入りコーヒー」等（〇〇にはコーヒー豆の種類））は、当該種類のコーヒー豆を51%以上使用するものとする。ただし、特定の種類のコーヒー豆を示しているのではなく、「〇〇ブレンドコーヒー（〇〇には社名又は商標等）」等の社名又は商標等を冠したものにあってはこの限りではない。</p> <p>(2) 国内で製造した旨の表示は、次に定めるところによる。</p> <p>① 国内で製造されたコーヒー飲料等であって次のいずれかに該当する表示がなされているものについては、「国産」、「日本製」又は「日本産」と明りように表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する表示</p> <p>(4) 有機又はオーガニックの表示</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第5条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 「ブラック」の用語</p> <p>(2) 「ミルク入り」、「カフェ・オレ」、「カフェ・ラッテ」又はこれらに類する用語</p>	<p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章、その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>② ①の規定にかかわらず、規約第3条第1項第8号に基づく表示が国内の「製造者」により表示されている場合には、「国産」、「日本製」又は「日本産」の表示を省略することができる（事業者の氏名又は名称が、〇〇カンパニー、〇〇CO. LTD 等外国の事業者の氏名又は名称等と紛らわしい場合を除く。）。</p> <p>(3) 特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡について強調する旨の表示は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）の規定に従い表示する。ただし、糖類の含有量を低減した旨の表示を、栄養表示基準第10条第4項第1号に規定する比較対象食品（コーヒー飲料等通常品）により表示する場合には、別紙様式1により、全国コーヒー飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に事前に届け出るものとする。</p> <p>(4) 有機又はオーガニックの表示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第60号）及び加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）の規定に従い表示する。</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第4条 規約第5条各号に規定する特定用語の表示は、次の基準により表示する。</p> <p>(1) 「ブラック」の用語は、乳製品又は乳化された食用油脂を使用しない場合に限り表示できる。又、糖類を使用したものにあつては、「ブラック」の文字と同一視野に「加糖」と表示する。ただし、前条第3号に基づく糖類の含有量を低減した旨（低糖、微糖等）の表示をした場合には、「加糖」の表示は省略することができる。</p> <p>(2) 「ミルク入り」、「カフェ・オレ」、「カフェ・ラッテ」又はこれらに類するミルク入りを示す用語は、乳脂肪3%以上及び無脂乳固形分8%以上の成分を有する乳の製品がコーヒー飲料等の内容重量に対し5%以上使用されている場合に限り表示することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 「スーパー」、「スペシャル」、「プレミアム」又はこれらに類する用語</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項各号の定義に合致しない飲料について、それぞれの定義に合致した飲料であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) コーヒー飲料等が病気の予防等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかないで、特選、高級等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 他の事業者のコーヒー飲料等を中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、コーヒー飲料等の取引に関し、当該内容又は自己と競争関係にある他の事業者の製造に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(3) 「スーパー」、「スペシャル」、「プレミアム」又はこれらに類する用語は、①に掲げるものであって、②に定める基準に従い表示するものとする。</p> <p>① スーパー（スペリオール）、スペシャル、プレミアム、エクセレント（エクセレンス）、ゴールド（ゴールドデン）、ハイ、ロイヤル、リッチ、エキストラ、デラックス、セレクト</p> <p>② 規約第2条第1項第1号に規定する「コーヒー」であって、かつ、次の条件のいずれかを満たし、別紙様式2により、公正取引協議会に事前に届け出たものであること。</p> <p>ア レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の別表2に定めるコーヒー豆の銘柄を51パーセント以上使用したもの</p> <p>イ コーヒー豆の使用量を自社従来品と比較して2割以上増量する、又は製法の改良を伴うもの</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 規約第6条各号の規定による不当表示の類型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 「コーヒーミルク」、「ミルクをたっぷり」等の表示</p> <p>(2) 使用したコーヒー豆の量を誤認させるような絵及び写真等の表示</p> <p>(3) 健康、美容、栄養、滋養等の文字を使用して医薬品的な効能を示す表示</p> <p>(4) ベスト、極上、最高級等の表示</p> <p>(5) 濃厚等の表示</p> <p>(6) ストロングの表示</p> <p>(7) 本格コーヒー、本格派の味、本場等の表示</p> <p>(8) 客観的根拠に基づかない天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示</p> <p>(9) 純、純粋、純良、ピュアー等の表示</p> <p>(台帳等の整備)</p> <p>第6条 事業者は、製造ロットごとにコーヒーの使用量及び製品の製造数量を明確にした台帳等を製造工場に備え付けねばならない。また、コーヒー以外の原材料についても前記と同様にその使用量を明確にした台帳等を</p>



公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成するため、全国コーヒー飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</li> <li>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</li> <li>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</li> <li>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</li> <li>(5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</li> <li>(6) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること</li> <li>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</li> <li>(8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</li> <li>(9) 会員に対する情報の提供に関すること。</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほかこの規約の施行に関すること。</li> </ol> <p>(違反に関する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>	<p>備え付けるものとする。これらの台帳等の保存期間は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 製造日から3年間とする。</li> <li>(2) 前号の規定にかかわらず、製造日から賞味期限までの期間が3月以下のものにあつては、製造日から1年間とする。</li> </ol> <p>(規約の遵守状況の調査)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、規約第8条第3号の規定に基づく規約の遵守状況の調査について、次に掲げる方法により実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) カフェイン含有量の分析検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>コーヒー飲料等の市販品について、規約第2条第1項各号に定める定義に合致しているかを確認するための分析検査は、別紙「カフェイン定量法」により定期的に実施するものとする。</li> </ul> </li> <li>(2) 表示の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>コーヒー飲料等の市販品について、規約第2条から第6条までに定める基準に合致しているかを確認するため、表示の実態調査を随時実施するものとする。</li> </ul> </li> <li>(3) 製造工場への立入検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>前各号による調査の結果、コーヒー飲料等のコーヒー豆の使用量に疑義が生じたときは、当該製造工場の立入り、前条で定める台帳等について調査することができるものとする。</li> </ul> </li> </ol>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、前条第1項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がその警告に従っていないと認めるときは、その事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合は、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附則（平成28年9月23日告示） この規約の変更は、規約の変更について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>附則（平成25年6月28日承認） この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認のあった日から施行する。</p>